

◎新潟県訓令第14号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 法務文書課歴史公文書室における特定 歴史公文書を利用に供する業務</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) コロニーにいがた白岩の里、新潟学園及びは まぐみ小児療育センターにおける収容児者の生 活指導、介助、看護、授産及び教護の業務</p> <p>(9)～(12) (略)</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) コロニーにいがた白岩の里、<u>若草寮</u>、新潟学 園及びはまぐみ小児療育センターにおける収容 児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の 業務</p> <p>(9)～(12) (略)</p>